

山口県モビリティデータ連携基盤構築業務 委託仕様書

1 業務名称

山口県モビリティデータ連携基盤構築業務

2 業務目的

人口減少や高齢化が進行する中、中山間地域をはじめとする各地域の交通ネットワークの維持・確保は重要な課題となっている。

今後も地域公共交通にとって厳しい状況が続くことが見込まれる中、限られたリソースで交通ネットワークを維持・確保していくためには、移動需要の変化等をデータにより可視化・分した上で、より効率的で利便性の高い交通体系を構築していくことが必要となる。

このため、本業務では山口県や県内市町における今後の交通政策に活用するためのモビリティデータ連携基盤の構築を行う。

本基盤は、県及び市町における交通政策立案を、交通政策担当者自身がデータに基づいて実施できるようにするためのツールとして位置付けるとともに、交通政策に関するデータを収集し、政策立案に資するデータを交通政策担当者の求めに応じて提供できるシステムとして開発、運用することを目的としている。

また、本基盤は、交通政策担当者のみならず、行政と交通事業者、地域住民等との合意形成や意思決定を支えるデータマネジメントツールとしての役割も求められる。

○想定スケジュール

令和8年度 モビリティデータ連携基盤プロトタイプ構築（本業務）

令和9年度 モビリティデータ連携基盤本格運用（予定）

※ 本格運用については、予定であり、本事業実施状況を踏まえ検討を行う

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) モビリティデータ連携基盤の開発

データを蓄積するデータレイク、データを管理するデータウェアハウス、データを閲覧するBI（ビジネスインテリジェンス）ツールで構成する。受託者はモビリティデータ連携基盤の開発をデータエンジニアリング、データサイエンスの観点で実行することが求められる。本年度はプロトタイプの構築を行うこととし、今後、県及び市町における整備済みもしくは整備予定の他データ基盤との連携等を可能にするため、外部のサービス、システムとのデータ接続性を担保すること。

ア データセキュリティ機能構築

モビリティデータ連携基盤の利用者（ダッシュボードの閲覧者）、閲覧制限機能を次のとおり維持すること。

- ・利用者
 - ▶ 県や市町の交通政策担当職員
 - ▶ 市町が交通計画策定業務等を委託した交通コンサルタント
 - ▶ 交通事業者
 - ▶ 山口県地域公共交通協議会及び市町の交通会議の委員
- ・閲覧制限機能
 - ▶ 交通事業者に対して、自社及びグループ会社に係る乗降データや補助金データは閲覧可能とするが、他社に係る乗降データや補助金データの閲覧は制限する
 - ▶ 市町及び市町が交通計画策定業務等を委託した交通コンサルタントに対して、自市町に係る補助金データは閲覧可能とするが、他市町に係る補助金データの閲覧は制限する

イ データ調達支援

次表のデータ調達にかかる支援を行うこと（データホルダーとの仕様調整、利用契約の締結等の支援を含む）。

【対象となるデータ】

対象データ	取得先	対象期間
ICOCA データ (山口県内全域)	山口県から提供	取得期間及び、取得頻度は県、交通事業者と協議の上、決定
交通事業者が所有する、運行マスターデータ(もしくは、バスロケーションシステムデータ)	交通事業者	取得期間及び、取得頻度は県、交通事業者と協議の上、決定
GTFS	山口県バス協会及び県内交通事業者、市町が公表するデータを取得	2027年度のデータを取得 (更新頻度は県と協議の上決定)
人口データ	国勢調査より取得	最新のデータを取得

ウ ダッシュボード構築

上記対象データを用い、次の表示・分析機能を構築することを想定する。

- ・モビリティの利用状況を把握する機能
 - ▶ バス停別、路線別、地域別などの空間粒度での集計・表示機能
 - ▶ 月別、曜日別、時間帯別などの時間粒度での集計・表示機能
 - ▶ SF利用/定期利用別などの利用者属性での集計・表示機能
- ・モビリティの供給状況を把握する機能
 - ▶ 地図上でバスの運行頻度を表示する機能
- ・移動の需給状況を把握する機能
 - ▶ バス停等のカバー範囲を時間帯別に地図上へ表示する機能
 - ▶ モビリティの利用状況、バスの運行頻度等の複数の移動データに加え、学校、病院等

の主要施設、人口分布をレイヤー表示する機能

運用開始後は、県の求めに応じて操作性・視認性の改善やチャートの追加等の機能改善を行うこと。なお、機能改善は、データ連携基盤の活用促進に向けたユーザビリティ向上の観点から上記対象データの範囲内で行うものとし、対応内容や詳細は、県と協議の上決定すること。

また、上記イ以外のモビリティデータについてもデータ分析に有効なものがあれば、県が実施するデータ取得のためのデータホルダー等との調整に協力し、データが得られた場合にはプロトタイプの実装に協力すること。なお、新規にデータを取得する場合には、受託者が対応可能な仕様、時期を県と事前に協議した上で実施する。

エ ダッシュボードアクセスアカウントの管理

ダッシュボードにアクセスするためのアカウントについて、アクセスログを閲覧できる機能を有し、県の求めに応じて受託者がアカウントを追加及び削除するか、県が管理できるインターフェイスを用意すること。また、ダッシュボードアクセスアカウントは次のとおり管理する。

- ・ アカウント発行の対象者は、県・市町職員、山口県地域公共交通協議会及び市町の委員、県・市町が委託する交通コンサルタント、交通事業者とする
- ・ 各アカウントには上記アの機能によりデータ閲覧制限を設定する
- ・ 最大アカウント数は300アカウントとする
- ・ 同時接続数は20アカウントを運用担保とする

オ 操作マニュアルの作成

モビリティデータ連携基盤のうち、ダッシュボード操作に関する部分については、操作マニュアルの作成を行うこと。なお、操作マニュアルについては、システムリリースにより内容の変更が生じた場合、改訂すること。

カ サービスレベル

モビリティデータ連携基盤の運用に関して、システム監視等を適切に実施し、契約期間中、正常に利用できるようシステム環境等を維持管理する。なお、メンテナンス作業等により利用不可となる場合は、事前に県へ連絡すること。

また、質問へのサポート対応や障害発生時の問い合わせ窓口として、電話及び電子メールにより即時対応できる要員を配置すること。なお、対応時間は、開庁日就業時間内とする。

(2) モデル市町からのニーズ把握支援、およびフィードバック取得支援

山口県は、市町から公共交通にかかるニーズを把握するため、モデル市町にインタビューを行う予定である。受託者はインタビュー対象となるモデル市町選定やインタビュー内容作成にかかる支援を行うこと。

また、モビリティデータ連携基盤プロトタイプ構築後、プロトタイプに対する市町からフィードバックを取得する会（山口県開催）において、フィードバックのとりまとめを行い、県と実装可否を協議の上、次年度に予定しているモビリティデータ連携基盤への反映を行う

こと。

(3) 報告書の作成

(2)の実施事項を取りまとめた報告書を本受託業務の期間終了時に提出すること。

5 業務の実施状況

(1) 業務工程表の提出

業務委託契約約款第3条に規定する業務工程表の提出は、別記様式第1号による。ただし、県の承諾を得て、任意様式によることができる。

(2) 実施状況の報告

本業務を円滑に履行するため、受託者は県と定期的に協議を実施すること。

また、県は、業務の期間中、受託者に対し業務の実施状況の報告を求めることができる。

(3) 業務完了の通知

業務委託契約約款第30条第1項に規定する業務完了の通知は、別記様式第2号による。別途、業務実績報告書（様式任意）を添付すること。

(4) 委託料の請求

業務委託契約約款第31条第1項に規定する委託料の請求は、別記様式第3号による。

6 成果品

(1) 成果品

成果品は表1に定めるものとする。なお、本業務で得られた成果品は県に帰属する。

表1 成果品目

No	項目	規格等	数量
1	実施報告書	PPT/WORD 形式	2部
2	アクセスアカウント	-	協議により決定
3	操作マニュアル	WORD 形式	2部
4	データ連携基盤に投入している各種データ	-	1式
5	上記電子データ	-	1式

(2) 納入場所

山口県観光スポーツ文化部交通政策課（山口市滝町1番1号）

(3) 秘密の保持

本業務に関し、受託者が県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た県の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 特記事項

(1) 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

(2) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(3) その他

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受託者と県が協議し、決定する。